

災害廃棄物処理対応の概要

令和2年11月17日



環境省近畿地方環境事務所 資源循環課

目次

- 1 災害廃棄物の初動対応
- 2 最近の災害における初動事例
- 3 住民等への啓発・広報の重要性

1 災害廃棄物の初動対応

災害廃棄物処理

○東日本大震災の事例

・災害廃棄物量：約3,100万トン ・処理期間：約3年間 ・処理費用：約1兆円



《災害廃棄物》 …… そこにあることで復旧・復興を阻害

『復旧・復興を阻害しないように、災害廃棄物の処理が必要』

災害廃棄物による衛生問題・火災問題

○害虫・悪臭が発生



魚の腐敗により害虫・悪臭が発生
平成23年6月宮城県気仙沼市

○火災が発生



仮置場での火災発生事例
平成23年8月宮城県石巻市

大量に発生した災害廃棄物によって衛生面・安全面の問題が発生する

『生活環境の保全上も、災害廃棄物の処理が必要』

災害によって使えなくなったごみ(災害廃棄物)は、 12種類^{*}に分別してください。

可燃系混合物



衣類、紙、段ボール、
木製家具など
生ごみなどは
入れないでください。
家具のガラスは
分別してください。

プラスチック製品



プラスチック製品、
衣類ケース、おちちや箱、
履物箱、靴箱など



ビニール製品、
家庭用プラスチック、
ビニール袋など

ガラス、陶器類



ガラス、陶器類など
ジュース・酒などの液体、
生ものなどの中身は
あらかじめ
捨ててください。

コンクリート系混合物



コンクリートブロックや
家屋の基礎など
瓦類は入れないで
ください。

金属系混合物



自転車、スチール製
の籠、台所用品など
スプレー缶は
入れないでください。

家電4品目



テレビ、冷蔵庫、洗濯機、
エアコン
冷蔵庫内の物は
出してください。

その他家電・小型家電



CDプレーヤー、
炊飯器、ゲーム機器、
ファンヒーター、
石油ストーブなど

ファンヒーター、石油ストーブの中の
灯油は抜いてください。電池は外してください。

布団、畳など、カーペット



布団などの寝具類、
畳、カーペットなど

瓦類・石膏ボード



瓦葺きや壁などに使用
したスレート材など
保管運搬に
注意してください。

大型木質系ごみ



ベニア材、角材、
柱材など
大きな木などは、
1m以内に
切断してください。

太陽光パネル・蓄電池



太陽光パネル、
蓄電池など
感電に注意し、
速やかに自治体に
連絡をしてください。

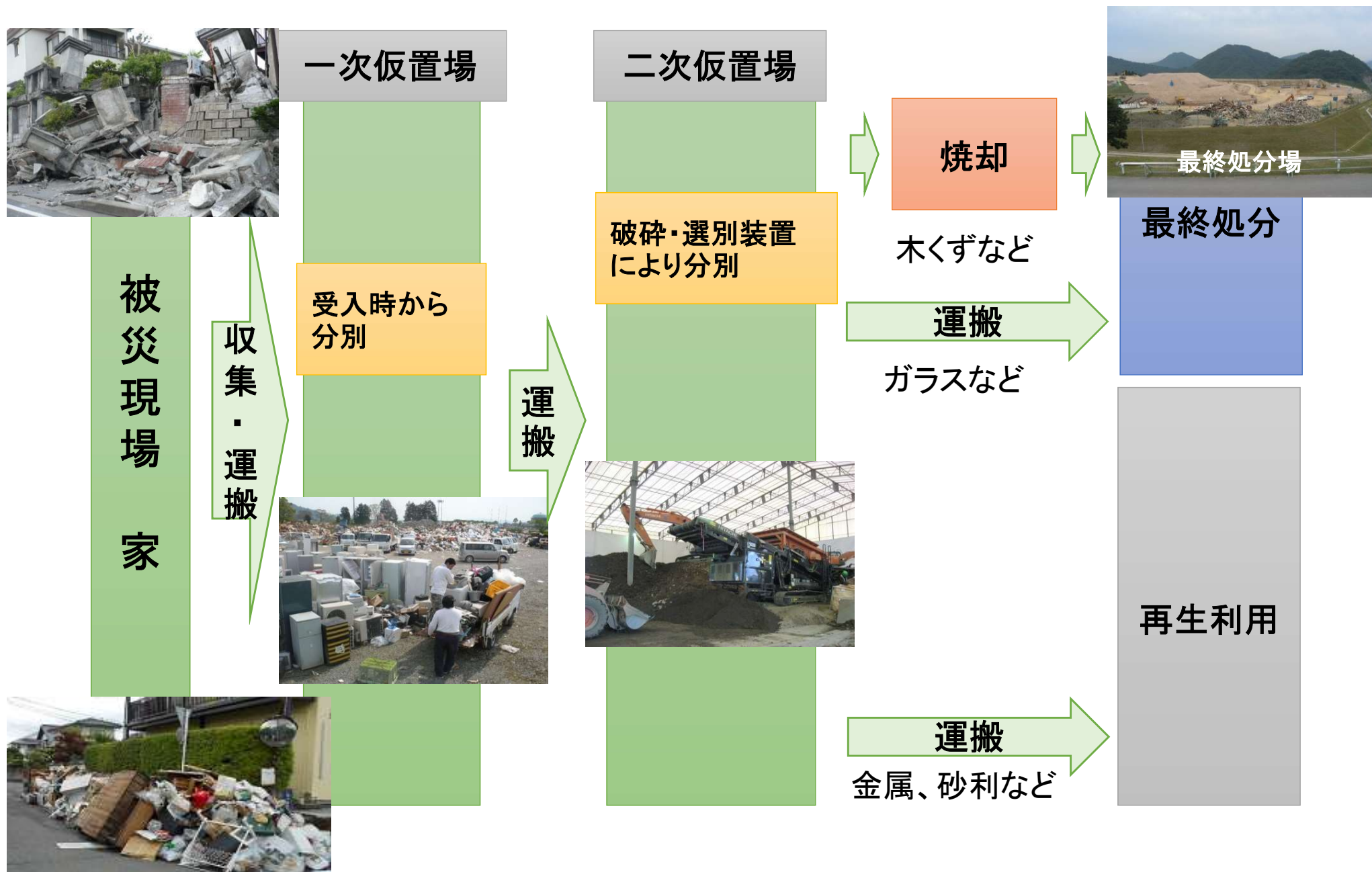
危険物・処理困難物など



ペンキ、シンナー類、
溶剤、農薬、
薬品類など
家庭内で
使用していた灯油、
ガソリンなど
湯洗機、洗剤用ライナー、
ガスボンベ、
スプレー缶など
蛍光灯、LED灯、PCB使用機器など

*自治体のスペースや自治体の分別方法によって異なります。ごみ(災害廃棄物)の出し方につきましては、各自治体の指示に従ってください。

災害廃棄物の一般的な処理フロー



片付けごみの回収戦略の詳細について

町会・自治会が設置・管理する集積所(公園等の空地)や自宅の敷地内外に排出してもらい回収する戦略

- 住民は、町会・自治会が設置・管理する集積所や自宅の敷地内外に片付けごみを排出する。片付けごみの巡回回収・戸別回収に必要な相当数の収集運搬車両・人員を確保できる場合に採用可能な戦略である。
- 規模の大きい災害や片付けごみの排出時期が早い水害においては、集積所の閉塞による片付けごみの混合化や回収車両の不足による道路交通への支障が生じる可能性があることに留意が必要である。



【本戦略を採用するにあたり、自治体が事前に検討すべき事項】

- (1) 仮置場の確保・設置
- (2) 町会・自治会等との調整
- (3) 集積所等から仮置場への収集運搬体制の構築
- (4) 自宅の敷地内外に排出してもらう場合の回収方法
- (5) 片付けごみが混合化した場合の対応
- (6) 無人の集積所が発生した場合の対応
- (7) 仮置場が逼迫した場合の対応

【メリット】

- 住民は仮置場まで運搬しなくてもよいため負担が軽減される。自家用車が水害で流出したり使用できなくなり、仮置場へ搬入できなくなった住民もごみ出しを行うことができる。
- 仮置場を管理するために配置する職員を少なくできる。

【デメリット】

- 片付けごみの排出される場所が複数に分散するため、回収車両が多く必要となる。
- 回収のため、グラップル等のアタッチメント付の重機を複数確保する必要がある。
- 平時から町会や自治会等との調整・協議が必要であり、一定の労力を要する。
- 町会や自治会等に管理を依頼する期間が長くなると、徐々に片付けごみが混合化することが懸念される。

○生活ごみ・避難所ごみ

- 集積所等で悪臭やハエの発生、景観の悪化
- 他市町村等からの収集の応援
- 廃棄物処理施設の復旧、広域連携



○片付けごみ(災害廃棄物)

- 集積所等からあふれ、車や人の往来の支障に
- 固形一般廃棄物業界、他市町村等からの応援
- による収集体制の確立(仮置場等への搬入)



○し尿

- し尿処理業界等からの収集の応援
- し尿処理施設の復旧、広域連携



○災害廃棄物

- 生活再建・復興の支障
- 仮置場の設置と集積
- 発生量の推計
- 災害廃棄物処理体制の確立
- 広域処理体制の構築



仮置場の区分と条件

条件	住民用仮置場 (集積所) ※家の近くで一時的な仮置	一次仮置場 ※長期に渡って活用
広さ	<ul style="list-style-type: none">・被災家屋の前のスペース・児童公園や集会場駐車場程度	<ul style="list-style-type: none">・運動公園や地区運動場程度
重機の利用	<ul style="list-style-type: none">・重機は利用できない広さ・大型(10t)車両による搬出は出来ない	<ul style="list-style-type: none">・重機が利用できる広さ・大型(10t)車両による搬出が可能
粗選別の有無	<ul style="list-style-type: none">・粗選別はできない広さ	<ul style="list-style-type: none">・粗選別ができる広さ
災害廃棄物の種類	<ul style="list-style-type: none">・主に片付けごみ	<ul style="list-style-type: none">・片付けごみ・解体・撤去による廃棄物
持ち込み方法	主に自家用車(軽トラや乗用車等)・手作業・一輪車・リヤカー等で持ち込み	<ul style="list-style-type: none">・主にパッカー車・トラック・自家用車(ワゴン車、軽トラ等)等で持ち込み

災害廃棄物処理の三原則（安全、スピード、費用への配慮）

災害廃棄物の処理は、被災した市民の衛生環境や安全を第一とし、スピード感を持って処理にあたることが重要。また、適切な分別を行う等、費用にも配慮しなければ、処理負担が自治体の財政を圧迫する事態にもなりかねない。

最終処分場の残余年数を考慮し、リサイクル率を高める努力が必要であり、分別・リサイクルを推進することは、安全・スピード・費用負担の改善につながる。

安全

- 被災した市民の衛生環境や安全を第一に。
- アスベストを含む廃棄物や危険物・有害廃棄物等（スプレー缶、薬品、灯油等）は、安全に十分配慮しながら丁寧な処理が必要。

スピード

- 周辺的环境や住民の健康に著しい悪影響を及している場合（例：腐敗性の廃棄物、発火の恐れがある廃棄物等）は、スピード重視で処理を行う必要がある。

災害廃棄物の 処理の三原則

費用

- 災害廃棄物処理計画の作成等、災害が起きる前に対策を進めておくことは、被災地域の経済的負担を軽減することにつながる。
- これら多額の予算を執行するためには、膨大な量の事務作業が発生するので、早めに必要な人員を確保することも重要。

2 最近の災害における初動事例

近年の大規模災害における、災害廃棄物処理の初動対応の課題

1. 初動対応体制構築の遅れ

- 一度に**大量かつ多様に発生**する片付けごみの処理について、発生してから初動対応体制を検討するのでは間に合わない。

2. 仮置場設置の遅れ

- 住民の片付けごみ集積所からの搬出先となる仮置場が設置されていないと、**生活環境悪化に直結**する。

3. 片付けごみの混廃化

- 仮置場設置に際し、**十分なスペース**が確保されなければ、**分別作業**を行うことができずに混廃化が進む。
- 搬入者（住民、ボランティア団体、収集運搬団体）から**分別の協力**を得られなければ、混廃化が進む。
- 仮置場からの**搬出ルート（処理先）の確保**が遅れると、仮置場のスペースを無くなり、混廃化が進む。

※混廃化させてはならない理由

- 多くの一般廃棄物処理施設で混廃の処理ができないため、別の場所に運搬し分別処理したり、産廃処理企業へ処理委託することにより、**処理期間、費用**（処理費、運搬費など）が増加してしまう。
- 混廃の搬出ルート（処理先）を確保できなければ、仮置場への搬入もできなくなり、住民の**生活環境が悪化**してしまう。
- 腐敗性廃棄物や有害廃棄物、さらに生活ごみが混入することで、**仮置場の環境が悪化**してしまう。

4. 受援体制構築の遅れ

- 派遣して欲しい人材の要件（専門、経験）や収集運搬の車種や台数などの支援ニーズがうまく発信されないと、**支援体制とニーズとのミスマッチ**が発生し、支援の質と効率が低下する。
- 災害廃棄物の収集運搬、処理、仮置場の運営管理などに係わる民間団体との**手続きや契約行為の遅れ**により、処理が遅れてしまう。

平成30年7月豪雨被災地の災害廃棄物



路上に集積された災害廃棄物



住家の前に集積された災害廃棄物

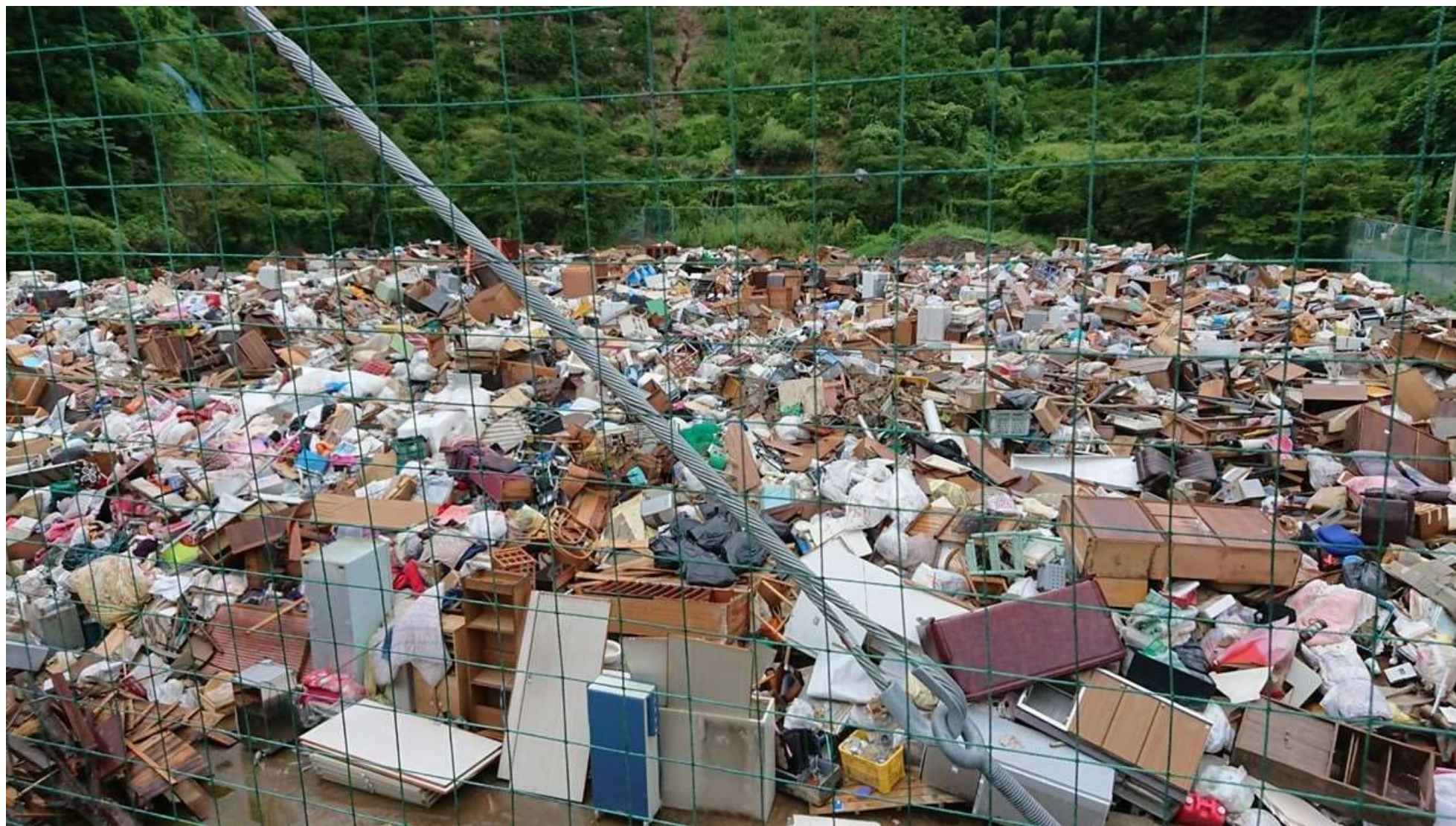


仮置場に混合状態で搬入された
災害廃棄物



仮置場に混合状態で搬入された
災害廃棄物

平成30年7月豪雨の災害廃棄物処理の課題：愛媛県宇和島市仮置場



出典：環境省撮影

令和元年東日本台風



いわき市の無管理仮置場①(臨時仮置場)



いわき市の無管理仮置場②(臨時仮置場)

災害廃棄物対策に係る情報発信・情報提供に関するグッドプラクティス(災害時)

【平成30年7月豪雨、京都府舞鶴市】不法投棄、不適正排出防止のための取り組み

取り組み内容・工夫した点

- 不法投棄・便乗ごみ対策として、拠点集積所を順次終了し、戸別収集へ移行した。
- **不適正排出対策としてパトロール**を実施し、被災ごみの収集は終了したことや被災ごみでないものは回収しないことを**貼紙**により情報周知を図った。

その他、災害廃棄物処理に関する情報発信・情報提供で工夫した点

- 他の被災者支援施策に関するちらしの中で被災ごみの処理方法を掲載し、配布した。
- 被災ごみの排出が行われる地区に限定してちらしを配布した。



出典:近畿地方環境事務所 平成30年度第2回セミナー「平成30年7月の豪雨災害での舞鶴市の廃棄物処理について」(舞鶴市市民文化環境部環境対策室)

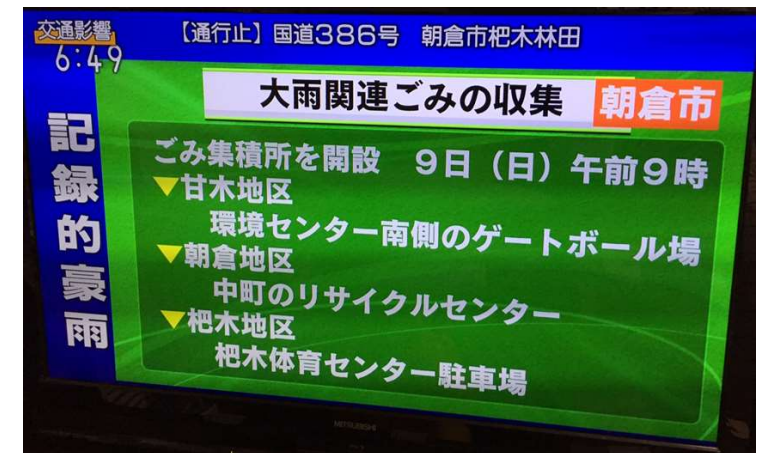
【平成29年7月九州北部豪雨、福岡県朝倉市】環境省支援の活用、マスコミの活用

被災初動時における課題

- 片付けごみと流木・土砂の仮置場は別々に設置されることになり、仮置場毎に搬入できる種類が異なったことから、住民等への周知をしっかりと行う必要があった。

取り組み内容・工夫した点

- 事前に災害廃棄物対策マニュアルを策定していたことによって、住民への広報内容を検討する時間を確保することができ、作成した文案を支援に来た環境省支援チームが添削して内容を精査する等、**支援をうまく活用して情報発信**を行った。
- **地元の新聞社やTVのロールテロップ**を活用して、仮置場の場所や持ち込み可能な廃棄物の種類、分別方法等の周知を行った。



出典:D.Waste-Net撮影

令和2年7月豪雨（人吉市）仮置場のレイアウトと広報資料

【仮置場運営方法の特徴】

- ◆渋滞緩和のため、搬入車両の待機場所を確保
- ◆単品のみ積載車両のレーンから仮置場場Aに誘導し、迅速な積降を確保
- ◆混合ごみの積載車両は、仮置場場Bに誘導し、分別品目ごとに積降を行う

荷卸しの迅速化を図るための広報資料

早く荷卸しが可能な災害ごみ(良い事例)

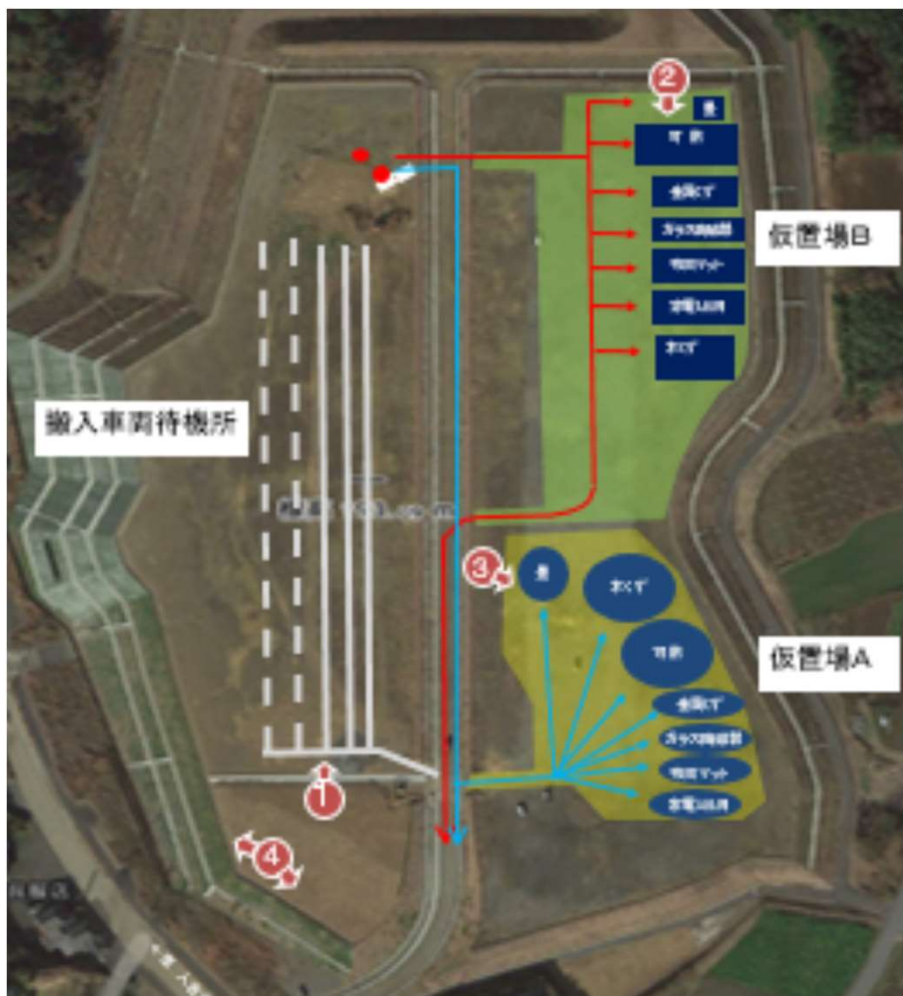
下の写真のように、ごみの種類ごとに分けて積んである場合、おろし場所が1箇所になるため、荷卸しのご案内を先にさせていただきます。皆様の 待ち時間の短縮にもつながります。

**ご案内が
早くなります**



荷卸しに時間がかかる災害ごみ

下の写真のように、様々な種類の災害ごみを一度に積んである場合、おろし場所が複数箇所になるため荷卸しに時間がかかります。また、順番が前後する場合がありますので、ご了承ください。



令和2年7月豪雨 熊本県内の仮置場について

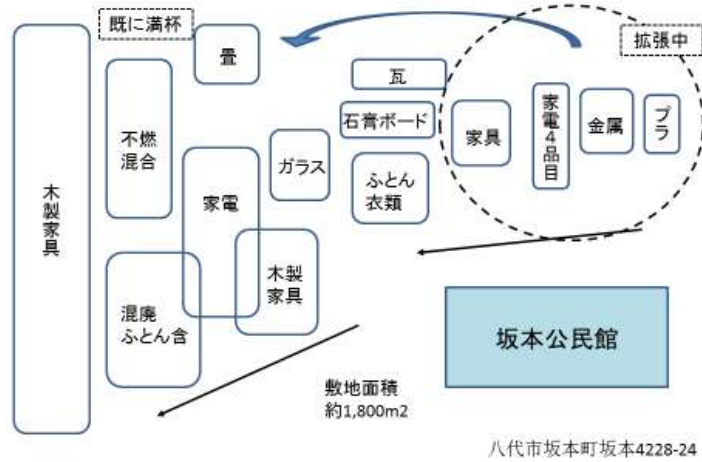
- 大雨特別警報が発令された市町村のうち、12市町村で仮置場を設置
- 人吉市、球磨村、芦北町以外の市町村では仮置場について特段の問題は生じていない
- 人吉市では、仮置場へのアクセス道の渋滞を解消するために仮置場の更なる増設を検討していたが、現在の仮置場の運用を改善することで渋滞は解消

	仮置場数	受付開始日
人吉市	1	6日
球磨村	1 (山江村内)	15日 (予定)
芦北町	5	5日
八代市	1	11日
水俣市	設置せず	
上天草市	設置せず	
天草市	10	4日
津奈木町	1	5日
錦町	2	5日
多良木町	1	9日
湯前町	1	15日(予定)
水上村	設置せず	
相良村	2	5日
山江村	1	6日
五木村	設置せず	
あさぎり町	1	5日

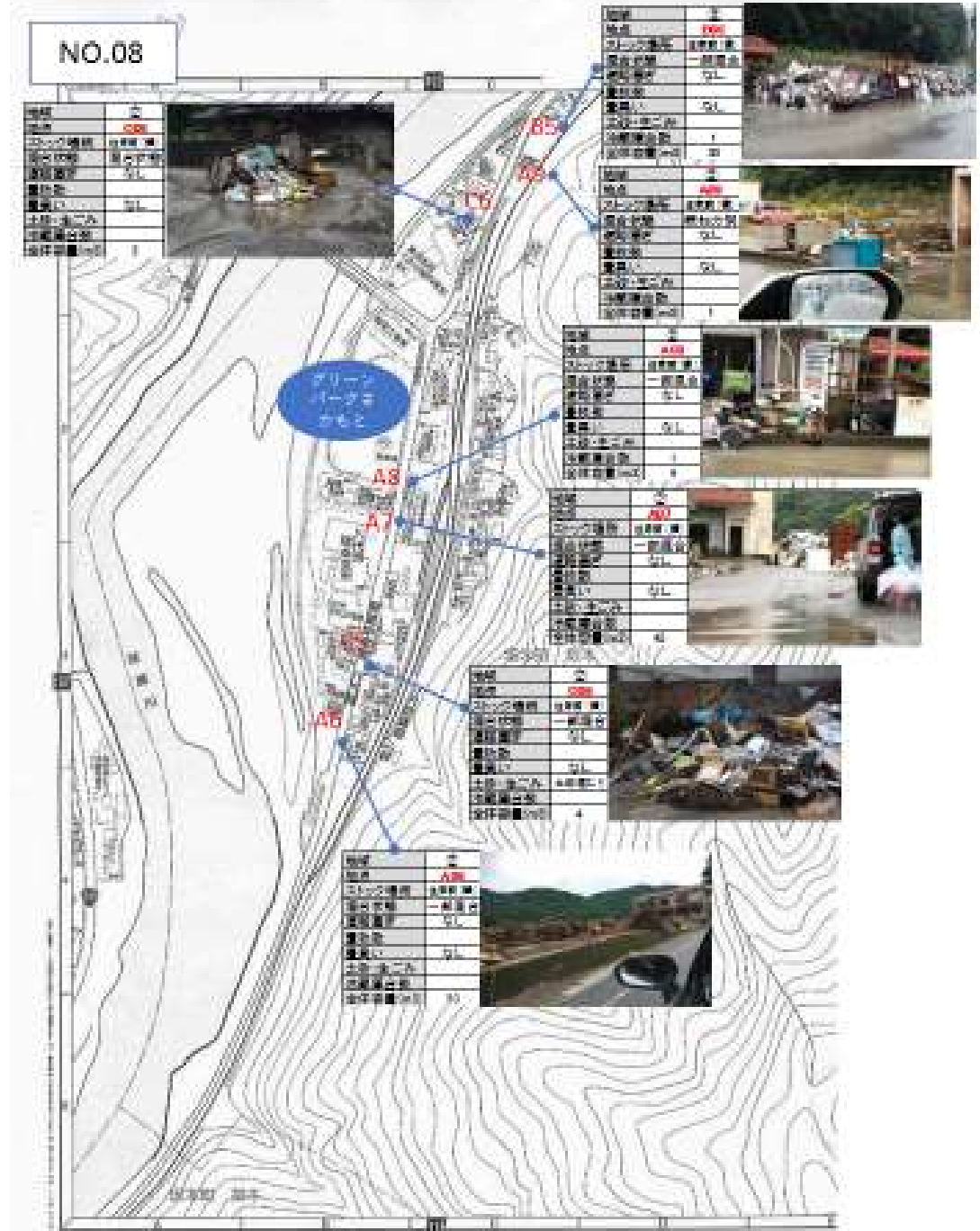
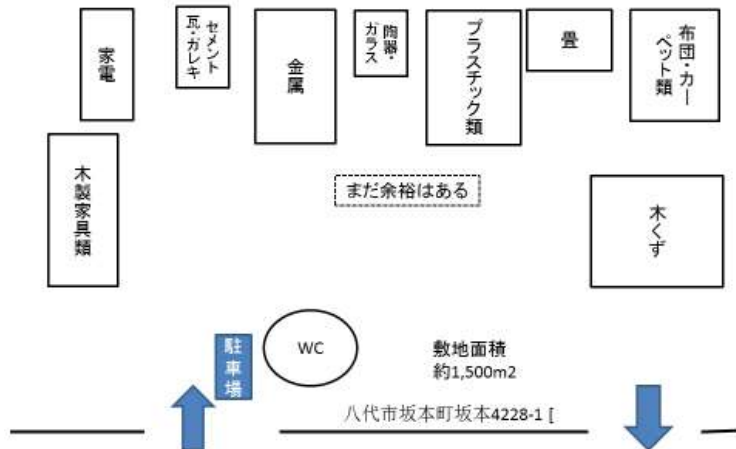


令和2年7月豪雨 八代市の集積所調査

八代市坂本地区 坂本公民館横集積所



八代市坂本地区 グリーンパークさかもと集積所

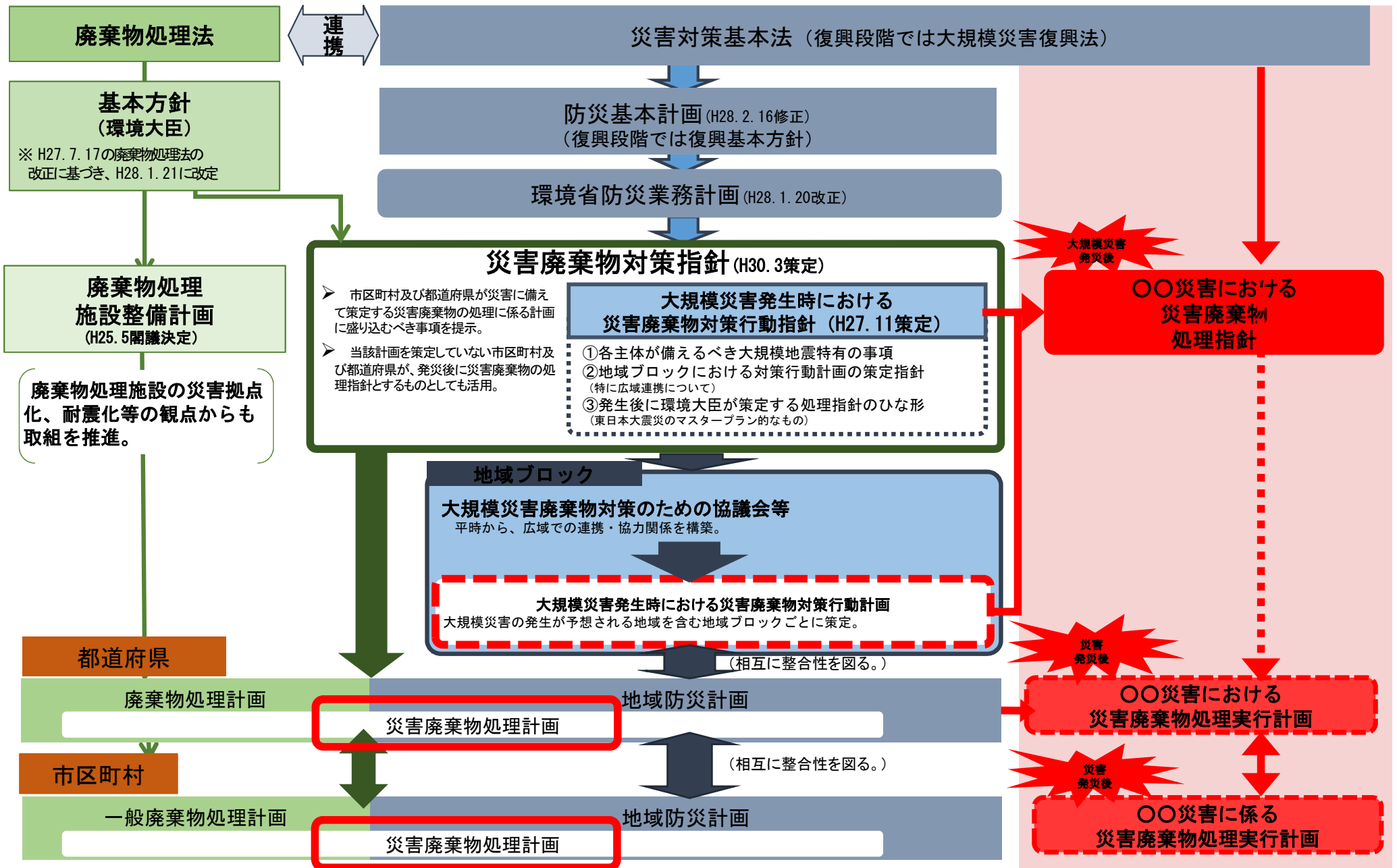




3 住民等への啓発・広報の重要性

災害廃棄物対策指針の位置づけ

○ 災害廃棄物対策指針とは、廃棄物処理法基本方針及び災害対策基本法に基づく防災基本計画(第34条)並びに環境省防災業務計画(第36条)に基づき、策定。



災害廃棄物対策指針の改定のポイント

1. 近年の法改正を受けた計画や指針の位置づけの変化等への対応

- 廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正に基づく改定
 - ・ 災害廃棄物対策指針等の位置づけを明記
 - ・ 地方公共団体が策定する災害廃棄物処理計画の位置づけを明記
 - ・ 廃棄物処理施設の設置や活用に関する特例措置等の追加
- 地域ブロック協議会やD.Waste-Net等の役割を明記 など

2. 近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応につながる事項の充実

- 平時、災害応急対応期、復旧・復興期、それぞれのステージで必要とされる事項を具体化
 - ・ 災害応急対応期における初動対応で実施すべき事項の具体化(し尿や片付けごみ対策の必要性、住民への周知の重要性等)
 - ・ 災害時に実際に連携した団体(ボランティアを含む)への働きかけの強化
 - ・ 特別対応が必要な廃棄物の取り扱いの充実(太陽光パネルや蓄電池など) など

3. 上記2. を受けた平時の備えの充実

- 自治体における災害廃棄物処理計画の策定の必要性や体制整備の具体化
- 仮置場の確保、運営等に関する考え方の整理
- 人材育成・研修や災害協定の重要性の充実 など

国、都道府県、市区町村(支援/受援)、関係団体などの役割を明確化

災害時初動対応の全体像（環境省「初動対応の手引き」）

フェーズ	分類				
<p>災害発生</p> <p>～12時間 (水害の場合は、発災前から実施)</p>	<p>1) 安全及び組織体制の確保 (p14)</p> <p>① 身の安全の確保</p> <p>② 通信手段の確保</p> <p>③ 安否情報・参集状況の確認*</p> <p>④ 災害時組織体制への移行</p>	<p>2) 被害情報の収集・処理方針の判断 (p15)</p>	<p>3) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保 (p18)</p>	<p>4) 災害廃棄物の処理体制の確保 (p19)</p>	<p>5) 継続的な一般廃棄物処理体制の確保 (p21)</p>
<p>～24時間</p>	<p>※ 委託業者、許可業者の確認も含む</p>	<p>① 被害状況収集開始及び都道府県への連絡</p> <p>② 翌日以降の廃棄物処理の可否の判断 ★</p>		<p>① 仮置場の確保 ★</p>	
<p>～3日</p>		<p>③ 災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集</p> <p>④ 被災状況の把握と支援要否の判断 ★</p> <p>⑤ 被災状況に応じた支援要請</p>	<p>①-1 生活ごみ、避難所ごみの収集運搬体制の確保</p> <p>①-2 し尿の収集運搬体制の確保</p> <p>② 住民・ボランティアへの周知</p> <p>③ 収集運搬の実施</p>	<p>② 災害廃棄物の回収方法の検討 ★</p> <p>③ 収集運搬車両・資機材・人員の確保</p> <p>④ 住民・ボランティアへの周知</p> <p>⑤ 仮置場の設置・管理・運営</p>	
<p>～1週間</p>	<p>注1) 左側の「フェーズ」は、それぞれの初動対応を実施または開始する時期である。一部の初動対応（例：連絡、情報収集、周知等）は、その後も継続して実施する。</p> <p>注2) ★：特に決定権者（市区町村長、部局長、課長等）による判断が必須となる。</p>				<p>① 継続的な処理体制への移行</p> <p>② 一般廃棄物処理の継続</p>
<p>～3週間</p>					<p>③ 初動対応以降の処理方針の検討 ★</p>

令和2年度 住民啓発モデル事業（近畿地方環境事務所）

- 近年の自然災害においては、被災家屋から排出された片付けごみが、路上や公園等に混合状態で積み上げられる状況が散見されている。
- 対策として、住民やボランティアに対する広報が重要視されているが、市区町村も混乱の中で十分な対応がとれていないのが現状である。
- このため、平時から市町村による住民向けの災害廃棄物処理に係る広報手段や説明会等、効果的な普及啓発への取組を支援する。

【対象地域】

京都府：長岡京市、京田辺市 大阪府：寝屋川市、泉佐野市、茨木市
和歌山県：新宮市、かつらぎ市

【事業概要（案）】

- 広報用パンフレットの作成支援（**長岡京市、京田辺市、寝屋川市**）
各市町村における「災害時における廃棄物処理」についての広報の方法やマスコミ等の活用などのパンフレットを作成する。
- 発災時における住民用の災害廃棄物搬出マニュアル作成支援（**泉佐野市、茨木市**）
実際の自治会と協議をし、地域住民を活用した収集方法の検討、集積所の管理についてのマニュアルを作成する。
- ボランティア向け研修会の実施・ヒアリング、住民向け研修会及び模擬訓練の実施（**新宮市、かつらぎ市**）
市町村災害ボランティアセンターの運営支援を行う県社会福祉協議会と連携し、県内のボランティア向けの研修会及びWGを実施するとともにボランティア側から支援経験等を通して感じる課題や要望、提案をヒアリングし、広報ツール及びマニュアル（案）を作成したうえで、住民向け研修会及び模擬訓練を実施

路上や公園における
片付けごみの堆積の状況



ボランティアとの連携

- 被災家屋の片づけ等にボランティアが関わることで想定されるため、被災市区町村はごみ出し方法や分別区分、健康への配慮等に係る情報についてボランティアに対する周知・広報を行う。被災市区町村の廃棄物部局は、社会福祉協議会や広報部局と連携し、ボランティアへの周知の徹底と、広報車やホームページ、テレビ等を活用する等、効果的に広報を行う。

ボランティアの皆さんへ

事例

片付けごみ(災害廃棄物)の仮置場への搬入方法について

1 仮置場での分別について

- ◆ 分類別に分けて、所定の場所に奥から置いてください。
- ◆ 畳やマットレスなど重ねられるものは、搬出しやすいよう、きれいに重ねてください。
- ◆ 可燃物(毎週火、金に出せるもの)については、地域のいつもの場所に袋に入れて出してください。

2 片付けごみの搬出方法

- ◆ 被災家屋から排出されるさまざまなごみは出来るだけ分別をして、仮置場への搬入ができるようにお願いします。
- ◆ 小物類を搬出される場合は、可燃物(紙・段ボール類、木くず、繊維類など)、割れたガラス・陶器類、金属類などに分別し、何が入っているか分かるようにして、仮置場で分別しやすいように排出してください。
- ◆ 冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出して、冷蔵庫だけを仮置場に持ち込んでください。
- ◆ 生ごみ(腐敗するもの)は、通常の可燃物(毎週火、金)として、地域のいつもの場所に袋に入れて出してください。



ボランティアとの打合せ

東峰村住民税務課

大阪府北部を震源とする地震での片づけごみの対応について

(平成30年7月6日事務連絡)

近畿地方環境事務所
廃棄物・リサイクル対策課

被災家屋からの片付けごみの排出は、ボランティアの手によって行われている場合も多く、その回収には、市の収集運搬部門との連携が必要になってきます。ボランティアの方々は、大阪府下の他自治体や他府県から来ていただいているケースも多いため、被災市において片付けごみの臨時収集や災害ごみのごみ出しルールを知らない場合があります、改善が必要となっています。このため、大阪府の被災市においては、次の事項について、ご留意をお願いします。

- ボランティア向けの周知の必要性があることから、これまでのHP、新聞等による周知に加え、臨時収集を含む現在のごみ出しルールや問い合わせ先を記載したペーパーを作成し、配布することを検討してください。
- 社会福祉協議会へのニーズのうち、片付けごみに関するものについては、社会福祉協議会から随時情報を市に伝えていただけるよう要請してください。
- 市は、その情報に基づいた収集計画を立て、効率的な収集運搬を実施するよう検討をお願いします。
- まずは、各市と社会福祉協議会で緊密に連携して対応していただくが、その上で各市の収集運搬車両では収集することが困難となる事態が発生しうる場合には、大阪府を通じて収集運搬車両の現地派遣等の支援要請を行ってください。

住民等へ周知します

- 災害廃棄物の不法投棄を防止し、分別を徹底するためには、発災直後の広報が重要です。特に水害では、水が引くとすぐに被災した住民が一斉に災害廃棄物を排出するため、効果的な手法で迅速に情報を周知する必要があります。
- 市町村は、被災者に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等について、効果的な広報手法により周知します。また、ボランティアに対しても速やかに同様の情報を周知できるように、社会福祉協議会等に情報提供を行います。

- ・ 分別方法（平常時の分別方法を基本としたほうが伝わりやすい）
- ・ 収集方法（市町村が収集する場合）
- ・ 仮置場の場所、搬入時間、曜日等
- ・ 仮置場の誘導路(場外、場内)、案内図、配置図
- ・ 仮置場に持ち込んではいけないもの(生ごみ、有害廃棄物、引火性のもの等)
- ・ 災害廃棄物であることの証明方法(住所記載の身分証明書、罹災証明書等)など

- 市町村は、チラシや広報車、ホームページ等の広報手法により、住民へ正確かつ迅速に、災害廃棄物の分別や仮置場の利用方法等についての情報を周知します。複数の広報手法を併用して周知をするのが効果的です。

- ・ 災害時の広報手法の例
- ・ チラシ、広報車、防災行政無線、ポスター(避難所での掲示)、広報紙(誌)、
- ・ ホームページ、SNS、ローカル(ケーブル)テレビ、ラジオ、新聞

- 住民から苦情や問い合わせが殺到するため、電話要員も必要です。

災害の種類や程度で受入れる災害廃棄物を制限

- ・災害の種類や程度により、受け入れる災害廃棄物を制限(粗大ごみのみ、家電は不可など)し、災害廃棄物量を少なくすることで、仮置場の箇所数、面積を少なくする

平成30年台風21号時における事例

京都市の事例

災害発生後暴風により飛来した廃棄物の処理、取扱いにつて速やかに周知するとともに、市民等からの問合せや要請に応じて、2,600件を超える飛来物等の特別収集を行った。

- ・敷地内に飛んできたもの「瓦、トタン、看板等」⇒**まち美化事務所**
- ・道路上の飛来物⇒**土木事務所**に連絡してください。

・家屋の破損(窓ガラスや瓦類)は被災証明を取り、自身で**市の減免措置**により処理をしてください。

阪南市の事例

家電と消火器については受け入れないとし、受入物を下記7品目として広報した。

- ① 木くず
- ② ガラス・陶器
- ③ コンクリート混合
- ④ 瓦・波板・石膏ボード
- ⑤ 金属類
- ⑥ 太陽光パネル・蓄電池
- ⑦ その他

ごみの回収について

通常のごみ収集を行っています。
生ごみは、指定の袋に入れて、通常の曜日に、
ごみステーションに出してください。

缶類、びん類、古紙類、ペットボトルは、
〇月〇日まで収集を停止します。
くさりやすいごみの収集を優先するため、
これらの資源物を出さないよう、
ご協力をお願いします。

【問合せ先】 〇〇町 生活環境課 環境衛生係 電話〇〇-〇〇〇〇

1) 住民への広報内容と手段

(多様な広報手段の検討)

出典：広島市災害廃棄物処理計画（令和2年3月）

広島県広島市：人口約119万人
 平時の体制：事務系212人、技術系58人

【事例のポイント】

- 広報時期別に必要な広報項目別に詳細な内容を整理している。

【事例の概要】

- 大規模市（広島県広島市：人口約119万人）による事例
- 広島市では過去災害により大規模な土砂災害による被害が発生しており、対応経験をもとに処理計画を策定

- 広報手段として、「市防災情報共有システム、広島市防災情報メール配信システムを利用（あらかじめ危機管理課から権限等の浮揚を受けておく必要がある）」などとあり、多様な手段を用いて住民への広報が必要

- 情報の一元化のため、広報実施内容の報告の記載

第6 住民等への広報

1 広報内容と広報媒体

広報は、各種媒体を有効に活用して、適時適切に実施する。なお、聴覚障害者、視覚障害者など要配慮者にも配慮する。また、広報の内容は、被災者等のニーズを十分把握して選定する。

表 2-10 広報時期と主な広報内容

広報時期	主な広報内容
初動期 (発災後数日間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 片付けごみの排出方法：排出方法（戸別収集、仮置場への搬入等）、排出場所、排出可能時間、分別方法等 ・ 仮置場への搬入（持込みを可とする場合）：仮置場の場所及び場内図、搬入可能時間、分別方法、災害廃棄物であることの証明方法、持込みの際の留意事項等 ・ 有害廃棄物・危険物の取扱い：ガスボンベ、フロン類含有廃棄物等を取り扱う際の留意事項、排出方法等 ・ 事業系廃棄物の取扱い：排出方法、処理方法等 ・ その他留意事項：便乗ごみ（災害と関係なく発生した家電リサイクル法対象4品目など）の排出や不法投棄、野焼き等の禁止
応急対応期(前半) (～3週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の撤去：実施時期、実施方法、申請方法、申請窓口等 ・ 損壊家屋の解体・撤去：実施時期、実施方法、申請方法、申請窓口等 ・ 廃自動車等の情報：保管場所、保管期間、返還手続き等 ・ 災害廃棄物処理の計画：処理工程、災害廃棄物処理実行計画
応急対応期(後半) (～3か月程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理の進捗状況
復旧・復興期 (～3年程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理の進捗状況 ・ 思い出の品の返却方法

主な広報媒体

- ・ 報道機関への情報提供（定期的に又は随時に、記者会見又は資料提供等により行う。）
- ・ 市ホームページ、SNS、広報紙、テレビ、ラジオ、文字多重放送、有線放送、新聞広告等
- ・ 市防災情報共有システム、広島市防災情報メール配信システムを利用（あらかじめ危機管理課から権限等の付与を受けておく必要がある。）
- ・ 臨時災害放送局、警察の機関へ依頼
- ・ 市防災行政無線（同報系）
- ・ 広報車、航空機を派遣
- ・ 地域の掲示板・回覧板を活用
- ・ 町内会や自治会を通じた伝達
- ・ 必要に応じて戸別に伝達

2 広報の実施報告

災害廃棄物処理に関する情報の一元化を図るため、災害廃棄物に関する広報を実施した担当課は、その旨を市災害対策本部（広報班）、企画総務局広報課及び環境局環境政策課に報告する。

1) 住民への広報内容と手段

(住民広報手段と内容)

出典：笠岡市災害廃棄物処理計画（平成31年3月）

岡山県笠岡市：人口約5万人
平時の体制：事務系4人、技術系0人

【事例のポイント】

- 広報手段の一つとしてチラシ例を記載
- 平常時より事前準備として、広報内容の決定と災害発生時にすみやかな広報が行えるよう文例を検討しておくことが必要

【事例の概要】

- 中小規模市（岡山県笠岡市：人口約5万人）による事例
- 岡山県笠岡市では平成30年7月豪雨時に約400棟の住家被害が発生

第5節 排出ルールと市民広報

5.1 排出ルールと市民広報内容

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するためには、住民の理解と協力が必要である。

このため、災害廃棄物の分別方法、仮置場の設置等について平常時からの周知を行う。災害廃棄物の不法投棄を防止し、分別を徹底するためには、発災直後の広報が重要であり、**特に水害では、水が引くとすぐに被災した住民が一斉に災害廃棄物を排出するため、効果的な手法で迅速に情報を周知する必要がある。**

表 2-2-4 災害廃棄物の受け入れに係るチラシの例

災害ごみの受け入れについて

このたびの災害により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
市内の家庭から発生した災害ごみを受け入れる仮置場・集積場を次のとおり設置します。

- 設置場所：〇〇公園
- 設置期間：〇〇月〇〇日（〇曜日）まで
- 搬入できる時間：午前9時～午後5時

ご注意ください

■受け入れできるのは市内の家庭から発生した災害ごみだけです

- ・災害ごみでないもの（土砂など）はお持ち帰りいただく場合があります。
- ・生活ごみは通常どおり収集を行いますので、指定された日の朝8時までにごみステーションへ出してください。
- ・業者請負による建築物の解体ごみは原則として産業廃棄物となります。建設リサイクル法、廃棄物処理法などに基づいて処理してください。
- ・事業所で発生した廃棄物は、事業者の責任において適切に処分してください。

■災害ごみは、指定ごみ袋でない袋に入れても差し支えありません

■搬入の際、入口で受付を行います

■あらかじめ分別してから搬入してください

- ・下記の品目ごとに置き場を指定しています。災害ごみも可能な限りリサイクルしますので、ご理解とご協力をお願いします。

受け入れ品目

燃えるごみ		燃えないごみ	
●たたみ	●布団	●エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機	
●木製家具	●木くず	●その他の家電	●金属類
●じゅうたん・ブルーシート		●コンクリートがら	●瓦
●その他の燃える災害ごみ		●スレート類	●ガラス・陶磁器類
		●危険物（消火器等）	

お問い合わせ：笠岡市役所 市民生活部 環境課 ☎0865-62-3805

1) 住民への広報内容と手段

(広報時の留意事項)

出典：里庄町災害廃棄物処理計画（令和2年3月）

岡山県里庄町：人口約1万人
平時の体制：事務系1人、技術系0人

【事例のポイント】

- 被災経験をもとに、わかりやすい住民広報の方法や必要な事前準備、留意事項について記載
- 便乗ごみに関する平時からの広報についても記載

【事例の概要】

- 中小規模自治体(岡山県里庄町:人口約1万人)による事例
- 岡山県里庄町では平成30年7月豪雨時に18棟の住家被害が発生

- 仮置場への搬入に関する留意事項を住民へ伝える工夫
- 処理施設における受入条件に関する住民への伝達の工夫
- 仮置場への持ち込みに関する留意事項の伝達

- 便乗ゴミ対策として、平時からの広報について記載

第6項 排出ルールと住民広報

仮置場を開設する際には、住民に対し以下のような点をしっかりと伝えることが重要となる。また、ボランティアについても、町が役割を決め、同様に以下の点を伝える。

- －仮置場の場所、搬入時間、曜日等
- －誘導路（場外、場内）、案内図、配置図
- －分別方法（平時の分別方法を基本とした方が伝わりやすい）
- －仮置場に持ち込んではいけないもの（生ごみ、有害ごみ、引火性のもの等）
- －町内の災害廃棄物であることの確認（罹災証明書等の呈示、災害ごみ搬入届の提出等）

また、便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、不法投棄等の状況を踏まえたパトロールを実施し、広報を強化する。

発災直後は、他の優先情報（避難指示情報や道路の通行止め区間等）の周知の阻害や、複数の機関が異なる情報を公開する等の混乱を招かないよう考慮しつつ、情報の一元化に努め、必要な情報を発信する。

災害廃棄物の撤去・処理開始時には、仮置場の位置や搬入時間、搬入車両制限等の具体的な指示情報を発信する。被災現場での初期分別及び仮置場での分別・整理のため、計画するフローに沿った分別の手引きを、写真やイラストを用い、誰にでもわかりやすいものを作成し広報する。処理場の規格・能力によっては可燃ごみでも長さ制限や、布団等の綿製品を別に分別する等の制約がある場合があるので、各処理場の持ち込み条件を確認の上、住民への分別案内配置図を作成する。また、平成30年7月豪雨では、仮置場に液体の入ったラベルの無い茶色のガラス瓶が多量に持ち込まれたため、内容物について全て分析を行う例があった。仮置場に持ち込めない物についても明示する。

開設する仮置場の分別配置を決定し、仮置場内の動線を確定させた後、仮置場内外の搬入・搬出に関する通行禁止・不可ルート等を明示し、円滑に廃棄物の運搬・処理ができるよう住民及び事業者に対して協力を要請する。

第9項 災害廃棄物処理負担軽減のための施策連携

発災時には、どこに仮置場を開設するか判断目安として、仮置場候補地から処理施設へ廃棄物を搬出する際に通行止めの区間があるか、住民が仮置場候補地に廃棄物を搬入するまでの道路に通行止めの区間があるかを迅速に把握する必要がある。また、農業集落排水の被災区域や復旧時間を早急に把握し、仮設トイレの配置や汲み取り日程の計画を立てるためにも、インフラ・ライフライン担当との密な情報共有が必要となる。計画段階から、国や県、町の廃棄物担当とインフラ・ライフライン担当の間で役割分担や連携の強化・確認を図ることにより、災害廃棄物処理の早期化が促され負担が軽減することから、平時からの連携を図り、連絡・調整を行う。

また、そのまま放置すれば倒壊等、保安上著しく危険となるおそれのある状態の空き家がある場合は平時から除却等を進め、発災時の損壊による災害廃棄物化の防止に努める。

便乗ゴミ対策（被災とは無関係と思われるブラウン管TV等が仮置場に置かれる）として、普段から退蔵ゴミの処分に対する広報を積極的に行う。

ご静聴ありがとうございました。